

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画促進

施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進

現状と課題

本市の産業別就業者数の構成比を見ると、第1次産業が約1割、第2次産業が約4割、第3次産業が約5割となっており、そのうち第1次産業と第3次産業では女性就業者の割合が約5割を占めています。市内事業所の女性管理職の割合を見ると、5年前に比べ確実に増えています。

下のグラフを見ると（参考資料1参照）実際に勤めている人は、職場の「教育・研修制度」や「定年・退職・解雇」の面において、7割以上の人々が「男女平等である」と感じており、就労の場での男女共同参画の推進が進んでいることがうかがえます。

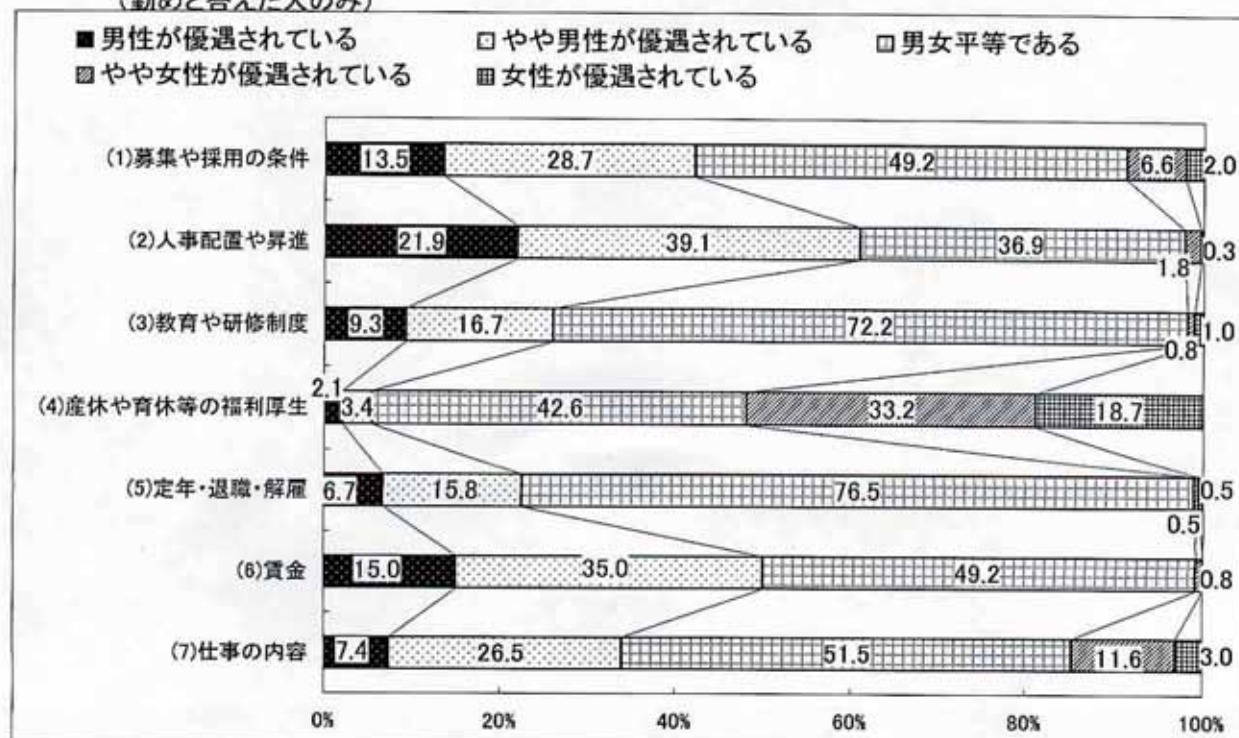
しかし次ページのグラフ（参考資料2参照）を見ると、職場において「男性が優遇されている」、「やや男性が優遇されている」と回答した人が合わせて69.2%となっていることから、分野によってはいまだ男性優位の組織運営となっている職場が多いことがうかがえます。また継続して就業したくても、出産・育児や介護等により、離職せざるを得ない女性が多いことを裏付けるように、行政による「育児中の女性の再就職・再雇用に関する支援」や「子育て・介護サービスの充実」を期待する割合が高くなっています。（P28の参考資料3参照）

男女共同参画社会づくりを推進するためにはあらゆる産業において、女性が能力を発揮しやすい労働環境づくりを促進しなければなりません。特に農業、商工業などの自営業では、仕事と生活の区別や公私の区別がつけにくいいため、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく慣習や慣行も根深く残っています。

これらのことを踏まえ、市内事業所に対して「男女がともに能力を発揮しやすい職場環境づくりに関する啓発」を継続的に実施し、男女共同参画を推進している事業所への支援や農業・商工業（自営）などにおいて、女性が経営に参画するための支援を充実させる必要があります。

参考資料1：実際に勤めている人の職場における男女平等に関する意識について

問 あなたの職場では、(1)～(7)のことがらについて、男女平等になっていると思いますか。
(勤めと答えた人のみ)

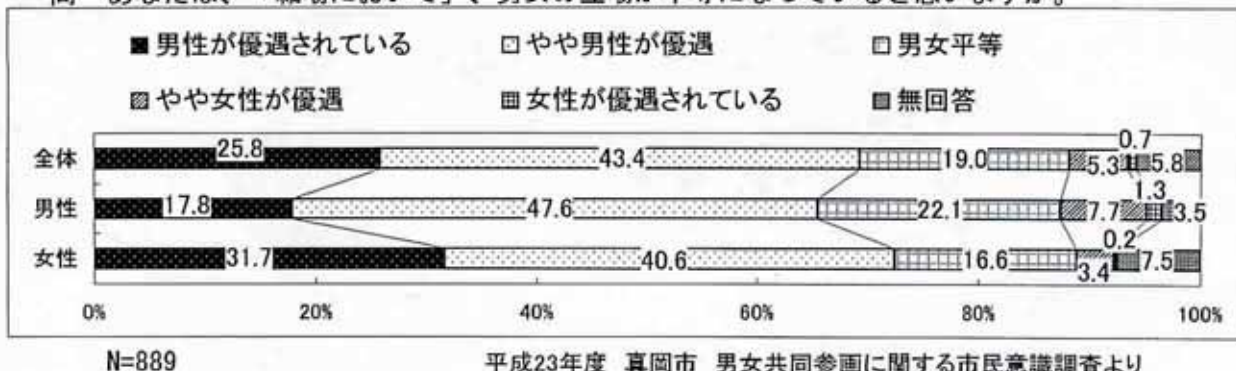


N=889

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

参考資料2：男女平等に関する意識について

問 あなたは、「職場において」、男女の立場が平等になっていると思いますか。



施策6-①

◆性別にとらわれず能力を発揮しやすい職場環境づくり

事業No	事業内容	具体的内容	担当課
47	市内事業所向けの出前講座のPRの実施	市内事業所向けに、もおか出前講座の「男女共同参画社会づくり」についてPRを実施します。	生涯学習課
48 (新・重)	男女共同参画推進事業者表彰の実施	男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する取組を積極的に実施している事業者を表彰します。	生涯学習課
49 (重)	再就職に関する情報の提供	関係機関と連携を図り、離職した市民に再就職支援情報を提供します。	商工観光課
50	育児・介護休業制度の普及や雇用機会均等法の周知	関係機関と連携を図り、事業主・従業員の双方に対して、育児・介護休業制度や雇用機会均等法の内容について情報提供を行い、啓発を図ります。	商工観光課
51	育児・介護を行う労働者の雇用管理の改善制度の周知	関係機関と連携を図り、国の育児・介護雇用安定等助成金制度の周知を行います。	商工観光課
52	職場における男女平等やハラスメント防止のための啓発	地域座談会や企業向け説明会等の機会をとらえ、職場における性別による固定的役割分担意識の解消や、ハラスメント防止についての啓発を実施します。	商工観光課 生涯学習課

MEMO

男女共同参画推進事業者表彰とは

積極的に男女共同参画の推進のための取組を行っている事業者を表彰し、広く市民や事業者のみなさんに紹介します。

次のいずれかの取組を行っている市内の事業者（企業、個人事業者、NPO法人、自治会PTA、市民団体等）が対象です。

- (1) 性別にとられない能力活用や職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための取組
- (3) 男女の人権に配慮した、働きやすい又は活動しやすい環境づくりのための取組
- (4) 前各号に定めるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

真岡市男女共同参画推進条例施行規則第2条～5条より

施策6-②

◆農業・商工業(自営)などにおける女性の経営への参画促進

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
56 (重)	家族経営協定の締結による魅力ある経営の確立の推進	農家の女性の地位向上と農村地域の活性化を図るために、家族経営協定の締結を推進します。	農政課
57	女性農業経営者の育成・支援	女性農業士や女性認定農業者の育成を図り、女性の農業経営への参画の促進を図ります。	農政課
58	女性起業家の育成・支援	もおか商工会議所や県産業振興センター等と連携し、真岡オフィスプラン21入居者を支援します。	商工観光課
59	農村女性組織への加入促進と自主的活動の支援	農村女性団体への加入促進を図り、各種活動を支援します。	農政課
60	商工団体の女性部等に対する意識啓発	真岡商工会議所やにのみや商工会の女性部等に対して、女性の積極的な経営への参画を啓発します。	商工観光課

施策の目標値

事業 No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
49	男女共同参画推進事業者表彰の実施	表彰を受ける団体数	未実施	3団体/年
56	家族経営協定(※注10)の締結による魅力ある経営の確立の推進	家族経営協定の締結数	169戸 (延べ数)	195戸 (延べ数)

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

事業者の皆さんは・・・

- 男女ともに能力の発揮できる職場環境の整備に努めます。
- 性別にとらわれない職域の拡大や人材の育成・登用に取り組めます。
- 就業を望む女性が、出産後も継続して働けるような雇用環境の改善に努めます。
- ハラスメント防止のための研修や取組を実施します。
- 農業・商工業(自営)などにおいて、男女がともに支え合いながら経営に参画します。

(※注10) 家族経営協定 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

農林水産省ホームページ「家族経営協定とは？」より

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画促進

施策の方向7 誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進

現状と課題

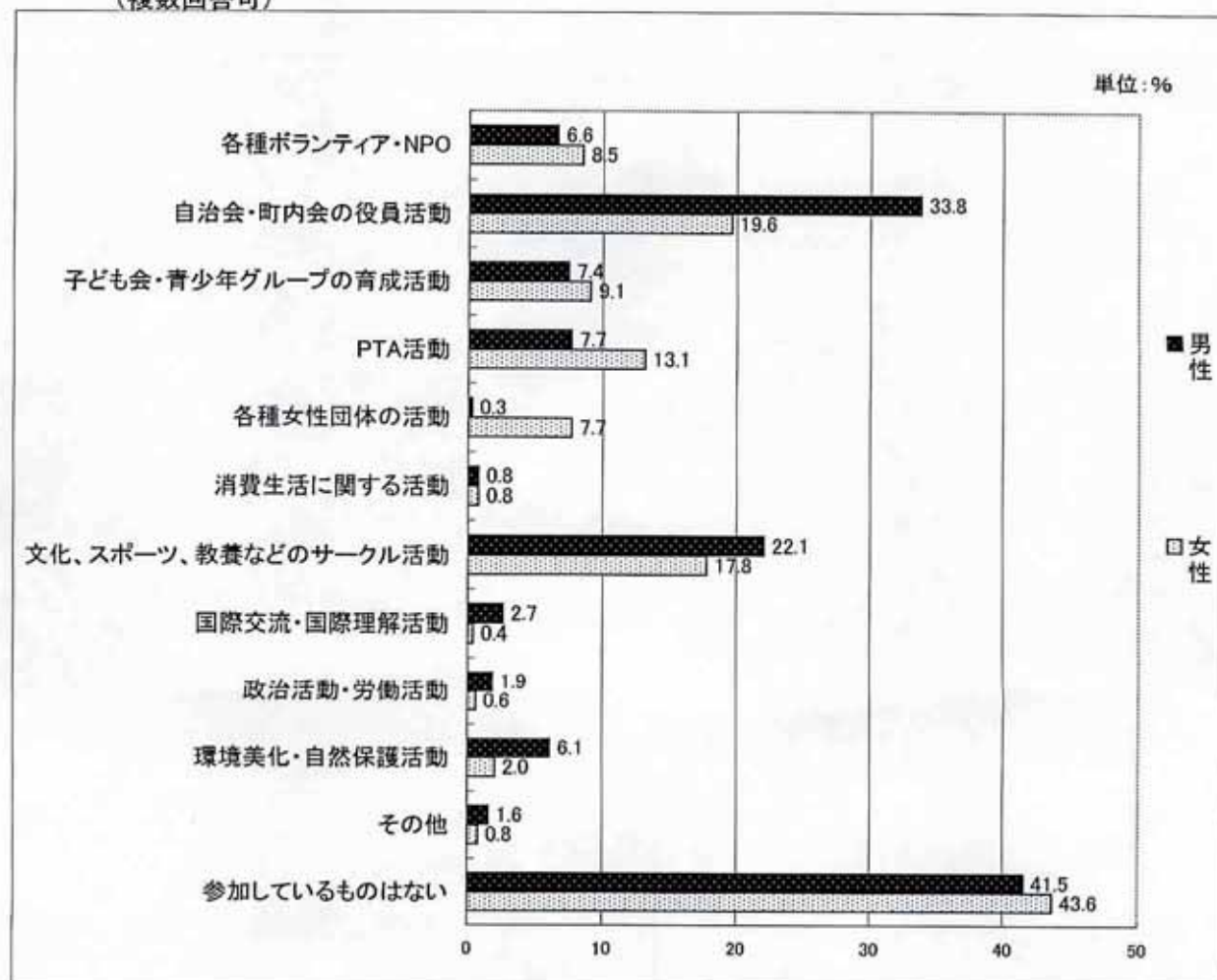
すべての人が自分らしく心豊かな生活を送るため、本市では「だれもが“ほっと”できるまち真岡」を都市像として掲げています。少子化が進む中、誰もが安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じるられる地域社会の実現が求められています。

まちづくりの主役である市民一人一人が地域活動や交流事業に積極的に参画できるよう、社会参加活動の支援体制の強化が必要不可欠となっています。しかし下のグラフ（参考資料1 参照）を見ると、職業以外の社会活動への参加について、「参加しているものはない」と答えた割合が男女ともに最も高く、男性は41.5%、女性は43.6%でした。続いて高かったのが「自治会・町内会の役員活動」で男性は33.8%、女性は19.6%となっています。今後さらに女性の積極的な地域活動への参画が望まれます。

また、高齢者や障がい者、ひとり親世帯などのさまざまな困難を抱えがちな人たちが、自立し、社会参画できるよう地域全体で支える意識の醸成を図るとともに、保育施設等の充実や介護サービスの向上、健康づくりや生きがいづくりを支援し、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

参考資料1：社会参加について

問 あなたは、職業以外に次のどのような社会活動に参加していますか。
(複数回答可)



男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

施策7-①

◆地域活動における男女共同参画の推進

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
58 (新・重)	地域活動・社会活動参加促進のための講座の実施	地域活動や社会活動への参加のきっかけづくりとなる講座を実施します。	生涯学習課
59 (重)	自治会活動の男女共同参画の推進啓発	自治会活動に、性別にとらわれることなくいきいきと参画できるよう、地域座談会等で啓発します。	生涯学習課
60	自治会や団体等への男女共同参画に関する情報の提供	会議や研修会の時に、パンフレットや男女共同参画社会づくり計画等を配布します。	生涯学習課

施策7-②

◆青少年を取り巻く環境の整備

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
61	青少年健全育成条例に基づく環境浄化活動の推進	有害図書や有害サイトから青少年を守る環境整備に努めます。	生涯学習課
62	少年指導センター及び関係機関との連携強化	青少年の非行防止のため、適切な指導や規範意識の向上を図ります。	生涯学習課

施策7-③

◆誰もが安心していきいきと暮らせるための取組

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
63	高齢者・障がい者が安心して暮らせる体制の整備	高齢者・障がい者等、さまざまな問題を抱える人たちが安心して暮らせるよう、相談に応じ情報提供をすることで体制を整備します。	福祉課 介護保険課
64	ボランティア団体への支援	市民活動推進センターに登録している団体を支援します。	安全安心課
65	高齢者の生きがいづくりや学習機会の充実	高齢者を対象とした市民講座や研修会を実施し、自発的な学習ができるよう働きかけます。	生涯学習課
66	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	真岡市防災計画にのっとり、婦人防火クラブの活動を支援し、女性の視点に配慮した防災対策を推進します。	安全安心課
67	住みよいまちづくりへの女性の参画の促進	公共施設や道路のバリアフリー化など、誰もが暮らしやすいまちづくり計画への女性の参画を促進します。	建設課
68	外国籍市民との交流の促進	互いの生活習慣や文化の違いを理解し尊重する「多文化共生社会」の実現に向け、真岡市国際交流協会とともに市民交流イベントを実施します。	安全安心課

施策の目標値

事業 No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
59	自治会活動の男女共同参画の推進啓発	市民意向調査で町内行事などの参加が「夫婦同じ程度」と答えた人の割合	33.4%	40.0%

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

○身近な高齢者や障がい者、ひとり親家庭などを地域社会で支えていくために、見回りや声かけなどを行います。

○地域活動では、性別や世代の隔たりをなくし、誰もが参加しやすい雰囲気を作ります。

○家族の誰もが、地域活動に参加できるように心がけます。

○住みよいまちづくりを目指し、ボランティア活動に積極的に参加します。

○青少年を犯罪から守るため、家庭や地域の環境浄化に努めます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画促進

施策の方向8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

現状と課題

女性の就業率が向上し、共働き世帯が増加するにつれ、仕事と生活の調和を図りながら男女がともに能力を発揮し、助け合いながら暮らしていくことが、ますます重要になってきます。そのため、国は平成19年12月に仕事と生活の調和憲章・行動指針を策定し、市でもその推進が求められています。

下のグラフ(参考資料1参照)を見ると、「町内行事などの参加」を除いたすべての項目で「主に妻」「どちらかといえば妻」の割合が「主に夫」「どちらかといえば夫」の割合を上回っており、家庭での夫婦の分担の多くが妻に偏っている事がうかがえます。

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、男性がより家事や育児などに参加する意識をもつことが重要となってきます。調査結果(参考資料2参照)を見ると「男性が家事や子育て、介護に積極的に参加していくためにどのようなことが重要か」という問いに対して「夫婦の間で家事などの分担について、十分話し合い、協力し合うこと」が最も高く男性は36.9%、女性は34.4%でした。続いて「男女の役割意識についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」で男性は18.4%、女性は21.3%でした。

また、女性が結婚後や出産後も退職せずに仕事を続けるために何が重要かという問いに対して(参考資料3参照)女性で最も高い割合を占めたのは「労働時間の短縮や休日の増加、フレックスタイムの導入等、働きやすい環境とする」で46.1%でした。続いて「パートナー(男性)の理解や家事・育児などへの参加」で41.0%でした。「保育施設や学童保育の充実」も40.8%と高い割合となっています。保育・介護サービスの充実といった、女性が仕事を続けるためにパートナーの理解や協力、社会的環境の整備を求めていることがうかがえます。

育児・介護休業法などの関係法制度の改正により、女性の育児休業取得率は年々上昇するなどの成果も見られますが、依然として出産・育児に際して就業を中断せざるを得ない女性は多く、一方で父親の育児休業取得率は、低い水準にあります。今後、事業者に向けて、男性の育児・介護休業等に関する理解促進が求められています。

参考資料1：家庭での役割分担について

問 あなたは次の(1)～(12)について夫婦の間でどのように分担していますか。

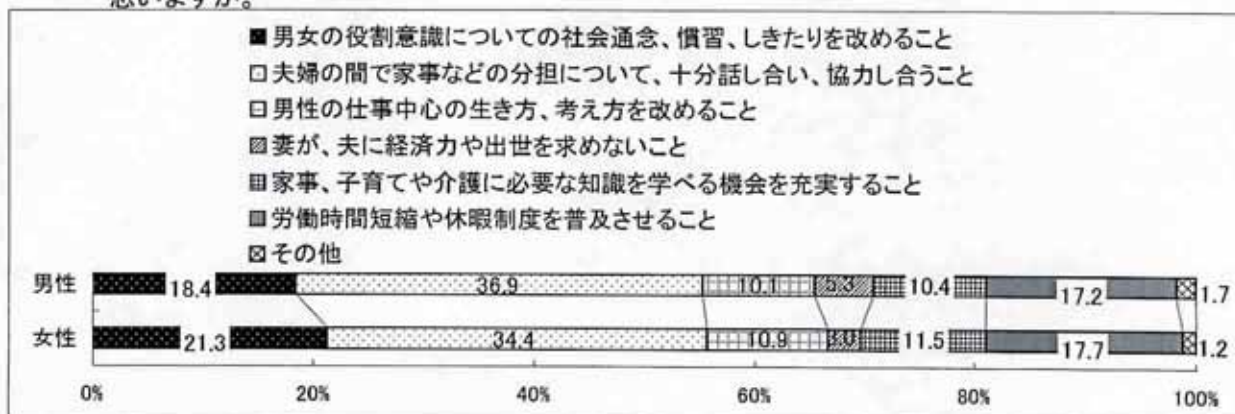


N=889

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

参考資料2：男性の家庭への参画について

問 男性が家事や子育て・介護に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

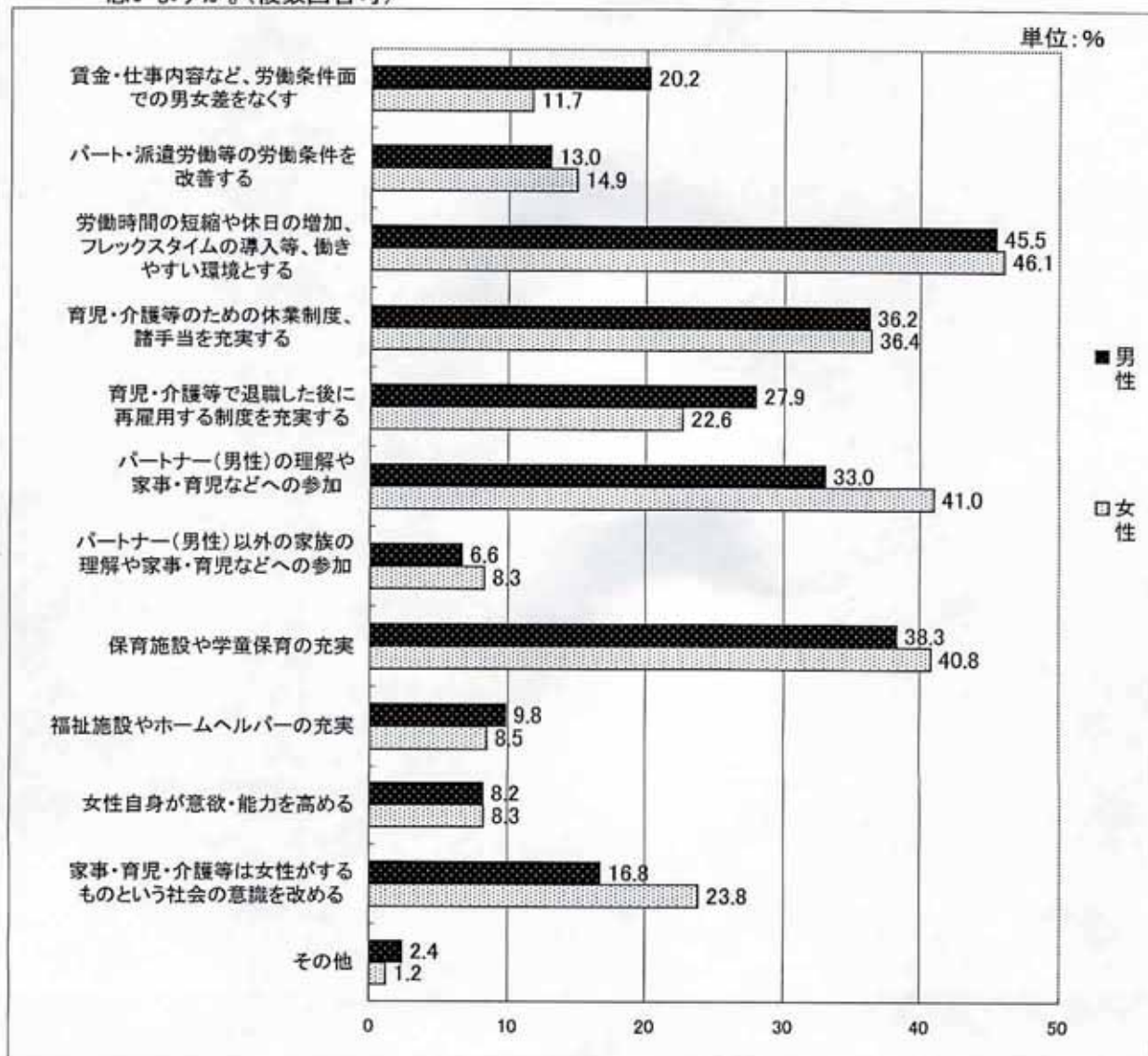


男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

参考資料3：女性が働き続けること

問 あなたは、女性が結婚後や出産後も退職せずに働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(複数回答可)



男性N=376 女性N=495

平成23年度 真岡市 男女共同参画に関する市民意識調査より

施策8-①

◆仕事と生活の調和に関する意識啓発の充実

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
72 (新・重)	事業所向け(事業主・従業員)のワーク・ライフ・バランスの啓発	市内事業所にワーク・ライフ・バランスに関するパンフレットを配布し、啓発を図ります。	商工観光課 生涯学習課
73 (再)	市内事業所向けの出前講座のPRの実施	もおか出前講座の「男女共同参画社会づくり」について、事業所向けにPRを実施します。	生涯学習課
74	男性に対する育児の学習機会の確保①	男性が積極的に育児にかかわることの重要性について、啓発します。	三つ子の魂育 成推進室
75	男性に対する育児の学習機会の確保②	妊娠中の夫婦を対象に両親学級を開催し、妊娠・出産・育児について、夫婦で体験し安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康増進課
76	男性に対する家事の学習機会の確保	男性の家事の参加を活発にするため、男性を対象とした料理教室などを開催します。	生涯学習課
77	事業所に対する子育て環境整備の啓発	工業団地総合管理協会に対して、育児休業制度の実施の呼びかけ、子育て環境整備の重要性について、啓発を図ります。	三つ子の魂育 成推進室
78	男性に対する介護の学習機会の確保	男性を対象に介護に関する啓発を行います。	福祉課 介護保険課

施策8-②

◆子育て・介護などの社会的支援の整備促進

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
79 (重)	乳幼児保育施設・保育内容の充実	市内保育所の保育サービス(延長保育、病後児保育、休日保育等)の充実を図ります。	児童家庭課
80 (重)	学童保育施設・保育内容の充実及び民間の学童保育に対する支援	留守家庭の児童に対して、放課後や長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図れるよう支援します。	児童家庭課
81	保育ママの育成及び保育ママ制度の充実	保育ママ連絡協議会及び保育ママの育成費の補助や利用者に対する助成を行います。	児童家庭課
82	児童館への支援	児童館施設の機能を活用して児童養育に関する相談・援助から遊びの指導まで総合的な取組ができるよう支援します。	児童家庭課
83	子育て支援センター等の充実	支援センターやサロン等で、育児相談や親子の交流事業を実施し、子育て家庭を支援します。	三つ子の魂育 成推進室
84	子育て学級等の開催及び内容の充実①	保健師、助産師や栄養士等による「すこやか赤ちゃん教室」や「子育て相談」を実施し、子育ての悩みの相談に応じ、安心して育児に取り組めるよう支援します。	健康増進課
85	子育て学級等の開催及び内容の充実②	子育て学級「コアラちゃんクラブ」を開催し、親同士・子同士の交流を深めると同時に両親の支援の充実を図ります。	生涯学習課

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
86	出産・子育てに関する助成制度の情報提供	「子ども医療費」や「妊産婦医療費」等の医療費助成制度をはじめ「幼稚園就園奨励費補助金」、「保育料の免除制度」等、各種助成制度を周知していきます。	健康増進課 児童家庭課 学校教育課
87 (重)	介護保険制度の理解の浸透と自立に向けた介護サービスの質の向上	介護保険に関するパンフレットを作成・配布し制度の啓発をするとともに、施設への指導や介護相談員派遣事業を実施し、介護サービスの質の向上を図ります。	介護保険課

施策8-③

◆男女共同参画を推進する事業者への支援

事業 No	事業内容	具体的内容	担当課
88 (重・再)	男女共同参画推進事業者表彰の実施	男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する取組を積極的に実施している事業者を表彰します。	生涯学習課

施策の目標値

事業 No	事業内容	目標設定指標	基準年 H22年度	目標年度 H28年度
72～78	仕事と生活の調和に関する意識啓発の充実	市民意向調査で「ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている」と回答した人の割合	27.9%	40.0%

男女共同参画社会の実現のために、次のようなことを心がけましょう

市民の皆さんは・・・

- 家庭や職場・地域において、互いの人格や考え方の違いを認め合い、尊重し合うことを心がけます。
- 仕事中心になりがちな、意識やライフスタイルを見直し、家庭や地域活動などに積極的に参加します。

事業者の皆さんは・・・

- ワーク・ライフ・バランスについて理解し、労働環境の整備に努めます。
- もおか出前講座の「男女共同参画社会づくり」を職場研修などに活用します。

MEMO

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは

一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会のことです。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章より

計画の新規・重点事業一覧

【基本目標1】 男女の人権の尊重と 男女共同参画意識の 啓発促進

施策の方向1 男女共同参画意識の醸成と慣行の見直し

重	男女共同参画社会づくり講演会の開催
新	男女共同参画セミナーの開催
新	男女共同参画情報誌の発行
新	外国籍市民への男女共同参画施策への理解の推進

施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

重	男女共同参画社会づくり出前講座及び地域座談会の実施
---	---------------------------

施策の方向3 人権に配慮した生涯にわたる健康づくりの推進

重	食育の推進と啓発
重	「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識の浸透
重	女性の健康をおびやかす問題についての対策

施策の方向4 男女間における暴力の根絶

重	DV防止のための啓発
---	------------

【基本目標2】 あらゆる分野における 男女共同参画促進

施策の方向5 政策・方針・意思決定の場における男女共同参画の推進

重	委員会・審議会等への積極的な女性の登用
重	各種団体等の役員への女性の登用・方針決定の場への参画促進
重	市の管理職への女性登用の推進
新	市民・事業者を対象としたポジティブ・アクションの啓発

施策の方向6 就労の場における男女共同参画の推進

新・重	男女共同参画推進事業者表彰の実施
重	再就職に関する情報の提供
重	家族経営協定の締結による魅力ある経営の確立の推進

施策の方向7 誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりの推進

新・重	地域活動・社会活動参加促進のための講座の実施
重	自治会活動の男女共同参画の推進啓発

施策の方向8 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

重	事業所向け(経営者・従業員)のワーク・ライフ・バランスの啓発
重	乳幼児保育施設・保育内容の充実
重	学童保育施設・保育内容の充実及び民間の学童保育に対する支援
重	介護保険制度の理解の浸透と自立に向けた介護サービスの質の向上

●重点事業・新規事業の考え方

基本目標を達成するため、課題に対して効果が高く、市民のニーズがあり早期に取り組む必要があるもの、または男女参画の推進に直接的にかかわり先導性のあるものを重点事業とします。

また前計画の見直しにともない、新規事業を立ち上げ、施策の充実を図ります。

●目標値の考え方

計画を着実に推進していくため、施策の方向ごとに計画の進捗度合いを計る5年後の目標値を設定します。

また計画的かつ着実に事業を実施するため、次の要件にあてはまる事業について、可能な限りその活動の5年後の目標値を設定しています。

《目標値を設定する事業の要件》

- ① 重点事業
- ② 重点事業以外の事業で、目標の設定が適当である事業
- ③ 他の関連計画に目標値を掲げる事業。ただし目標年度は関連計画の目標年次に合わせるものとする。

第4部 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 男女共同参画社会づくり計画推進会議

本市における男女共同参画社会づくり計画の策定及び計画の総合的かつ効果的な企画推進について連絡調整を図り、庁内の各課と連携します。

(2) 男女共同参画審議会

本市の男女共同参画社会の形成の推進に資するため、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、審議します。また市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査します。

(3) 男女共同参画社会づくり市民会議

本市における男女共同参画社会づくりを市民と行政が一体となり効果的に推進するため、男女共同参画についての啓発、研修及び調査研究を行います。また男女共同参画社会づくり計画の策定や改定をする際に調査研究を行います。

(4) 市民・事業者・団体・関係機関との連携

本計画を推進し、効果をあげていくためには、市、市民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力をすることが重要です。男女共同参画社会の実現に向けて、市民をはじめ、事業者、各種団体の皆さんの意見や提案を活かし、協働して施策に取り組んでいきます。

(5) 国際的な動向を踏まえた意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画に関する市民の意識や実態を定期的に調査し、また国内外の男女共同参画に関する情報を収集・整理し、各種メディアを活用し、市民や事業者に情報を提供します。

2 計画の進行管理

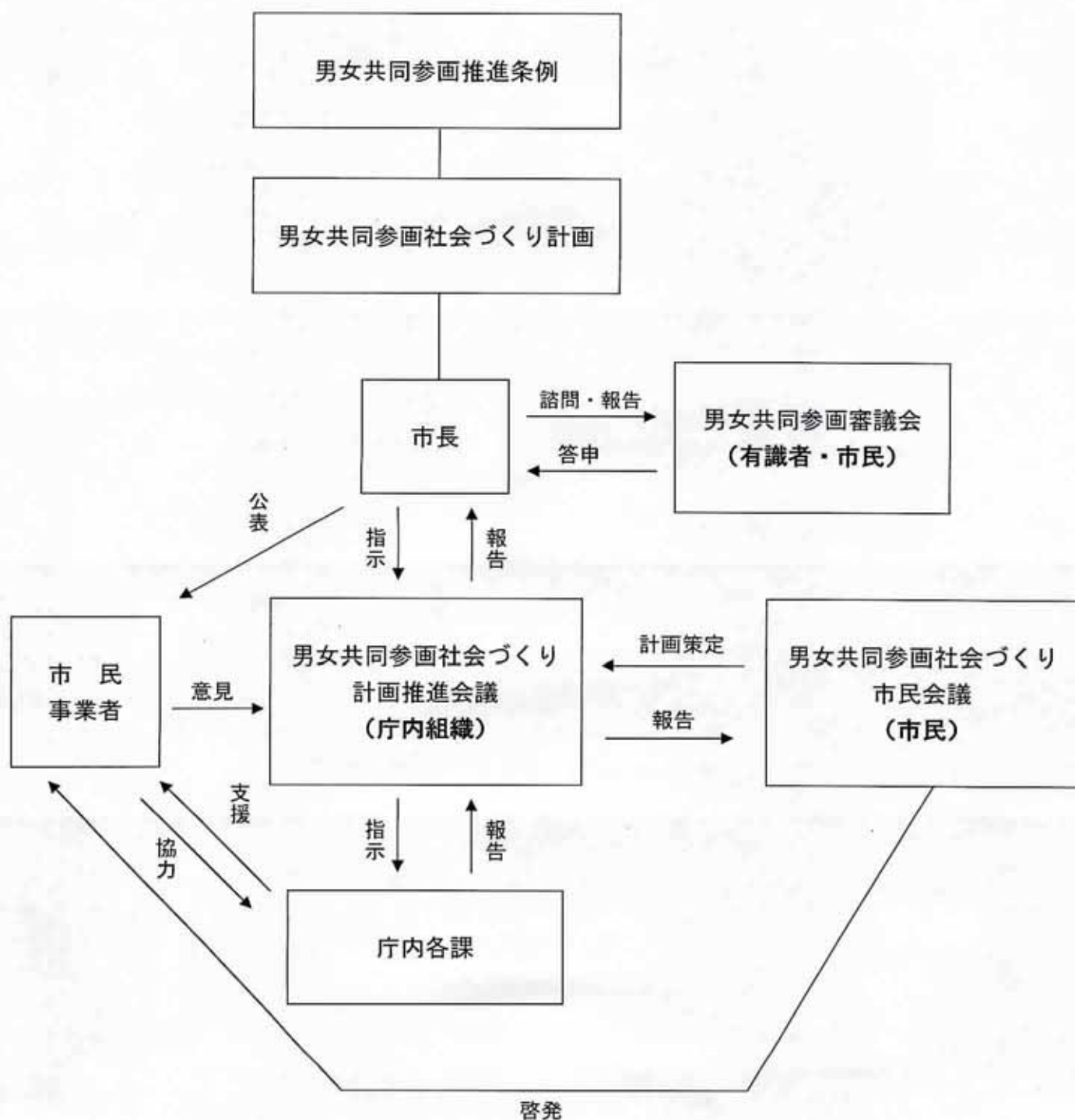
(1) 年次報告書の作成・公表

男女共同参画推進条例第19条に基づき、本計画に掲げた施策の実施状況等に関する年次報告をまとめ、男女共同参画審議会に報告するとともに、市民・事業者に対し、公表します。

(2) 計画の見直し

各種施策の実施状況や効果及び国内外の動向や社会情勢に応じ、随時見直しを行います。

3 計画の推進体制図



参考資料

真岡市男女共同参画社会づくり計画策定の経緯(案)

月 日	会 議 等	内 容
平成23年4月28日	第1回 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議	計画の体系・スケジュール案
8月26日	第1回 真岡市男女共同参画審議会	審議会の設置 市民意識調査の結果報告 計画策定スケジュール
9月21日	第1回 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議（専門部会）	推進状況の報告 計画骨子の検討
10月3日	第2回 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議	
10月7日	第1回 真岡市男女共同参画社会づくり市民会議	計画原案の説明
10月18日	第2回 真岡市男女共同参画社会づくり市民会議	分科会による計画原案の検討
11月2日	第3回 真岡市男女共同参画社会づくり市民会議	全体会による計画原案の検討
11月16日	第3回 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議	計画原案の審議
11月28日	第2回 真岡市男女共同参画審議会	
12月上旬～1月上旬	パブリックコメント	計画（案）の公開・意見募集
平成24年1月	第4回 真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議	パブリックコメント結果の検討
	第3回 真岡市男女共同参画審議会	計画最終案の審議
2月	印刷	
3月	納品	

真岡市男女共同参画審議会委員名簿

任期 H23. 8. 1～H25. 7. 31

氏 名	職業・役職等	備 考
佐々木 英和	宇都宮大学生涯学習教育研究センター准教授	委員長
七 海 朱 美	市議会代表（総務常任委員会委員長）	
春 山 則 子	市議会代表（文教常任委員会委員長）	
宮 田 武	真岡市社会教育委員長兼公民館運営審議会委員長	
保 坂 享	真岡市民生委員児童委員協議会会長	
小 堀 守	真岡市自治会連合会会長	
吉野 美砂江	真岡商工会議所青年部	
増 山 英 子	栃木県女性農業士会	
大 塚 道 治	芳賀教育事務所ふれあい学習課長	
南 雲 孝 子	真岡市女性団体連絡協議会会長	副委員長
岸 雪 子	公募	
鶴 見 栄	公募	
豊田 香代子	公募	

真岡市男女共同参画社会づくり市民会議委員名簿

任期 H23. 4. 1～H25. 3. 31

氏 名	職業・役職等	備 考
仲 島 福	学識経験者	
柴 山 節 子	学識経験者	
高 嶋 純 一	学識経験者	
齊 藤 聖 子	学識経験者	
稲 葉 和 子	小中学校校長会	
内 田 豊	真岡市地域公民館連絡協議会	
大木 伸一郎	真岡市工業団地総合管理協会	
小 林 利 之	芳賀教育事務所	
久 保 智 子	芳賀赤十字病院	
馬 場 滋 子	公 募	
和久井 悦子	公 募	
酒 寄 英 男	公 募	
平 石 洋 子	公 募	

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渊内閣

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な

役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(平一一法一六〇・一部改正)

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(平一法一〇二・全改)

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(平一法一〇二・全改)

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(平一法一〇二・全改)

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(平一法一〇二・全改)

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(平一法一〇二・全改)

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(平一法一〇二・全改)

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(平一法一〇二・全改)

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長

に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(平一法一〇二・全改)

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一法一〇二・全改)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年12月18日

仕事と生活の調和官民トップ会議策定

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。また、人口減少時代にあつては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

（明日への投資）

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様

で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりへの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

（企業と働く者）

（１）企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

（国民）

（２）国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

（国）

（３）国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

（地方公共団体）

（４）仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

○真岡市男女共同参画推進条例

平成22年12月15日

条例第33号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第20条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第21条—第23条)

第4章 真岡市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 補則(第25条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けて様々な取組が進められてきた。また、国際情勢や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の最重要課題と位置づけ、総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定された。

真岡市では、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、様々な取組を積極的に展開してきた。このことによって、性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されているが、今なお社会における制度や慣行の中に見直すべき課題が存在している。

このような現状を踏まえて、真岡市は、男女が社会の対等な構成員として、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の早期実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、その基本理念を定め、市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が平等に確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、通学し又は滞在するものをいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 相手の望まない性的な言動により、相手に不快感若しくは不利益を与え、又は生活環境を害することをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的及び性的暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されること、その他の男女の人権が尊重されること。

- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の施策又は家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようにすること。
- (7) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際社会の動向を踏まえながら推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国、県等と連携しつつ、率先してこれに取り組まなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが互いに協力し、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及び仕事と生活の両立に配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取り組むものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとする。

(教育に関わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に基づいた教育を行うものとする。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する真岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(意識の啓発)

第9条 市は、男女共同参画の推進についての意識の啓発を図るため、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における広報活動の実施、学習の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成)

第10条 市は、男女共同参画の推進を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活動の支援)

第11条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による男女共同参画の推進についての自主的な活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育の分野における施策)

第12条 市は、学校教育、社会教育、家庭教育等のあらゆる教育の分野において、男女平等意識の醸成、個性と能力の育成その他の男女共同参画の推進のための必要な措置を講ずるものとする。

(農林業及び家族経営的な商工業等の分野における施策)

第13条 市は、農林業及び家族経営的な商工業等の分野で、男女がそれぞれの能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営方針の立案及び決定に参画する機会が確保されることにより、充実感をもって働ける環境づくりを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第14条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるよう仕事と生活の両立に配慮した取組に必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が仕事と生活の両立が図られるようにするための情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第15条 市長は、男女共同参画の推進のための取組を積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組を公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、常に関係行政機関及び関係団体と緊密に連携し、協力するものとする。

(施策に関する意見の申出への対応)

第17条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、意見の申出があったときは、適切に対応するものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(積極的改善措置)

第18条 市は、政策の立案若しくは決定又は施策の実施に当たって、参画の機会に係る男女間の格差の改善を図る必要があると認めるときは、積極的改善措置を講ずるものとする。

2 市長その他の執行機関は、附属機関の委員等を任命し、又は委嘱するときは、積極的改善措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第19条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な事項について調査及び研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別による権利侵害の禁止)

第21条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他の男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、何人も、性別により権利を侵害する行為を行ってはならない。

(性別による権利侵害等に関する相談への対応)

第22条 市は、前条各項の規定に違反する行為その他の男女共同参画の推進を阻害する行為について相談を受けたときは、関係機関等と連携して、適切に対応しなければならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力的行為を助長し、若しくは連想させる表現又は不必要な性的表現を行ってはならない。

第4章 真岡市男女共同参画審議会

(真岡市男女共同参画審議会の設置)

第24条 男女共同参画社会の形成の推進に資するため、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 男女共同参画の推進に関する重要事項について調査し、及び審議し、必要と認める事項について、市長に意見を述べること。

(2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれの委員の数も、委員総数の10分の4未満とならないものとする。

4 委員は、市民、事業者、関係機関の職員及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○真岡市男女共同参画推進条例施行規則

平成23年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、真岡市男女共同参画推進条例(平成22年条例第33号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 条例第15条第1項の表彰(以下「表彰」という。)の対象となるものは、男女共同参画の推進に関する次の各号のいずれかに該当する取組を積極的に行っている事業者とする。

- (1) 性別にとらわれない能力活用や職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための取組
- (3) 男女の人権に配慮した、働きやすい又は活動しやすい環境づくりのための取組
- (4) 前各号に定めるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

(表彰の応募又は推薦)

第3条 表彰は、表彰を受けようとする事業者からの応募又は市民の推薦により行うものとする。

2 前項の応募及び推薦をしようとするものは、真岡市男女共同参画推進事業者表彰応募(推薦)書(様式第1号)に必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

(表彰の審査)

第4条 市長は、前条の規定により応募又は推薦のあった事業者について、条例第24条に規定する真岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の審査を経て、被表彰者を決定するものとする。

(表彰の実施)

第5条 市長は、被表彰者に対し、賞状を授与する。

(申出の方法)

第6条 条例第17条の意見の申出は、真岡市男女共同参画に係る意見申出書(様式第2号)を市長に提出して行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項であるときは、対応しないものとする。

- (1) 裁判所において係争中又は判決若しくは裁決等により確定した事項
 - (2) 行政庁において不服申立ての審理中又は裁決若しくは決定した事項
 - (3) 監査委員に対して住民監査請求が行われている事項
 - (4) 議会に陳情又は請願が行われている事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が対応することが適当でないと認める事項
- 2 前項ただし書の場合において、市長は、真岡市男女共同参画に係る意見不処理通知書(様式第3号)により申出者に通知するものとする。

(申出者への通知)

第7条 市長は、申出への対応を決定したときは、その内容を真岡市男女共同参画に係る意見申出の対応通知書(様式第4号)により、当該申出を行ったものに通知するものとする。

(審議会の会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第9条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第10条 審議会は、特定の事項を調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。
- 7 部会における調査及び審議の状況並びにその結果は、次の審議会にこれを報告する。

(関係人の出席)

第11条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第12条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(審議会の運営)

第13条 前5条に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

※様式については省略

○真岡市男女共同参画社会づくり市民会議設置要綱

平成23年3月31日

告示第29号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会づくりを市民と行政が一体となり効果的に推進するため、真岡市男女共同参画社会づくり市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画についての啓発、研修及び調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画の行動計画の策定及び改定に関する調査研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関及び関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長の選出は、委員の互選による。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集する。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、会長が選出されるまでの間は、市長が招集するものとする。

真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 真岡市における男女共同参画社会づくり計画（以下「計画」という。）の策定及び計画の総合的かつ効果的な企画推進についての連絡調整を図るため、真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) 計画の総合的かつ効果的な推進に関する事。
- (3) 計画の推進状況の報告に関する事。
- (4) 計画の各部課間の連絡調整に関する事。
- (5) その他男女共同参画行政に関し必要な事。

(組織及び委員長、副委員長の職務)

第3条 推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には副市長、副委員長には教育次長をもって充て、委員は別表1に掲げる者をもって充てる。

3 委員長は、会議の事務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(推進会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 推進会議は、必要に応じ委員以外の職にある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進報告)

第5条 推進会議は、毎年度、関係各課に推進状況の報告を求め、その結果を真岡市男女共同参画社会づくり市民会議に報告する。

(事務)

第6条 推進会議の事務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(別 表 1)

真岡市男女共同参画社会づくり計画推進会議委員名簿

部 局 名	職 名
	副市長（委員長）
総 務 部	総務部長 秘書課長 企画課長 総務課長
市民生活部	市民生活部長 安全安心課長
健康福祉部	健康福祉部長 健康増進課長 介護保険課長 児童家庭課長 福祉課長 三つ子の魂育成推進室長
産業環境部	産業環境部長 商工観光課長 農政課長
建 設 部	建設部長 建設課長
教育委員会	教育次長（副委員長） 学校教育課長 生涯学習課長